

## いわゆる「均衡論」の擁護：中木康夫著『フランス絶対王制の構造』批判

湯村，武人

<https://doi.org/10.15017/4403315>

---

出版情報：経済学研究. 33 (3/4), pp.111-142, 1967-10-25. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# いわゆる「均衡論」の擁護

——中木康夫著『フランス絶対王制の構造』批判——

湯 村 武 人

## (一)

絶対王制に関する古典的規定、最近の日本で一般に用いられている呼称をもってすれば階級「均衡論」が、主として、その著書『家族・私有財産・国家の起源』の中で展開されているエンゲルスの規定にもとづくことは、わざわざことわるまでもないであろう。すなわちエンゲルスはいう、

「例外の形態ではあるが、たがいに闘っている階級が力の均衡に達し、国家権力が、一時的に両方の階級のあいだの外見上の調停者として双方に対してある種の独立性をうる時期がある。貴族と市民をたがいに均衡させている十七・八世紀の絶対王制がそうである。」

中木康夫氏は、エンゲルスのこのいわゆる「均衡論」に対して次のような批判を展開されている、

「このばあい、エンゲルスが、中世都市に足場をおいて成長する『町人』もしくは『市民（身分）』のうちに、貴族階級と根源的に敵対する資本家階級——近代的ブルジョワジーを求め、そこに階級均衡論の根柢をおいていることは、そ

の多くの論文において明白に看取される。……そして、このような把握の仕方こそ第一の問題が存在する。それは、西ヨーロッパにおいて中世以降用いられた用語（フランスでは中世都市の市民身分をブルジョワ——總体的にはブルジョワジー——と呼称し、商人・高利貸を含む『貨幣財産』所有者もしくは官職保有者がこれに該当した）を、そのまま近代的意味に混同・理解したところに誤謬が発している。<sup>2)</sup>

そして中木氏は、この批判をさらに次のように説明している。すなわち、近代的意味での「ブルジョワジー」とは、一つの歴史的生産関係としての資本関係（資本⇨賃労働関係）の基盤の上に立つものをさし、このように「資本家階級」を意味するブルジョワジーという言葉と、もともと封建的再生産機構の補充契機をなしている中世都市の市民身分を意味する中世用語である「ブルジョワジー」とは、たんなる用語の同一性と、貨幣財産集積活動を展開しているという「無概念的な共通性」のほかには共通の根拠がない。「問題は当該商業・高利貸活動のよって立つ基盤⇨生産関係の歴史的性格如何にかかるのであって、単なる中世用語を直ちに近代的內容に想像（曲解）することにあるのではない。すでに周知のように、『封建経済』と『商品・貨幣経済』一般とは直ちに相互排除関係に立つのではなく、商品・貨幣経済一般が直ちに封建制解体と資本主義生成の『解放力』となつたものではなかつた。ヨーロッパ史上『商品・貨幣経済』の展開が、かえって封建制の拡大・強化ないし再編制をもたらした事例はすでに数多く実証されている。『商品・貨幣経済』の存在はあらゆる歴史的社會構成に共通しているものであり、農業⇨土地所有を本源的な基礎としている封建的再生産も、都市を拠点とする『商品・貨幣経済』によって不断に補充されねばならなかつた。事実、最近までの歴史学の研究成果は、中世以降絶対王制期を含む都市の商業・高利貸資本の活動（すぐれて遠隔地間⇨共同体間商業）それじたいが封建経済の不可欠の媒介契機をなすものであり、商業利潤（⇨讓渡利潤）は封建地代（封建的剩剰生産物）の分枝

形態にはかならないことを実証的にも明白にした。中世都市を拠点とする商品・貨幣経済（したがってまた、都市の前  
期的『資本』諸形態）の存在と活動は、本来的に封建的土地所有の規定性（＝共同体）に基礎づけられ、制約されてい  
る。したがってそうした都市商人層（『均衡論』者ならびに中世用語での『ブルジョワジー』）の利害は、究極において  
封建的利害（封建的再生産機構の維持）に一致・結合するばかりか、そうした商人層自体が不断に封建地主・新貴族に  
転身していく（絶対王制下には全面的）という、西ヨーロッパ諸国に共通した、きわめて特徴的な事実<sup>3</sup>に注目しなけれ  
ばならない。むしろ絶対王制を主体的に築き上げていくのは、まさにそのような都市商人層（前期的商人層）および商  
人出身の新地主・新貴族層なのであって、旧貴族階級ではなかったのである。階級均衡論による『ブルジョワジー』概  
念に従うならば、絶対王制はすなわち市民革命という奇妙な二律背反の規定にさえ陥らざるをえなくなるであろう。」

中木氏のこの批判を読んで私がまず気付く点は、エンゲルス自身は単に「市民」としか規定していないものを、中木  
氏が勝手にそれを「中世都市に足場をおいて成長する『町人』もしくは『市民』（身分）」のみを意味するものと解釈さ  
れている点である。「ブルジョワジー」という用語が、中世におけるそれと近代におけるそれとで意味を異にしてきた  
ことは確かに中木氏の言葉の通りであるが、だからといって、エンゲルスが両者を「混同」しているわけではあるま  
い。エンゲルスは、ブルジョワジーという言葉のもつ意味の時代によるそうした変化にも拘わらず、それが一貫しても  
っている共通の性格を認めるがゆえに、敢えてこの言葉を使用しているのである。この共通の性格とは、歴史の流れを  
大きく封建社会から資本主義社会への展開として捉え、その場合ブルジョワジーは、基本的には後者の側に立つ勢力で  
あるとみるところに存する。中木氏は、初期ブルジョワジーが時代環境の制約のゆえに余儀なくも身につけていった封  
建的性格にのみ目を奪われて、神経質にもそれを封建勢力の「分肢形態」と見誤られているが、ブルジョワジーの本質

をそうしたい側面におてのみ理解するのは氏の独断である。確かに、中木氏のいわれるように、ヨーロッパ史上「商品・貨幣経済」の展開が、かえって封建制の拡大・強化をもたらした事例は数多く実証されている。しかし、だからといって逆に、それでは「商品・貨幣経済」の展開は常に「封建制の拡大・強化ないし再編成」をもたらすかと問えば、中木氏といえども即ちに否と答えられるであろう。けれども、もしも中世ブルジョワジーの本質が氏の主張のように「それ自体封建的再生産機構の補充契機」であり「分岐形態」でしかないものなら、そうならなければならないと私には考えられる。

この意味で、下山三郎氏がその論文<sup>(2)</sup>において述べられている見解に私は全く同感である。下山氏もまた、「エンゲルスが単なる中世都市における市民身分——前期資本、と近代ブルジョアジーとを混同しているとみることは、マルクスとエンゲルスの思想をあまりに単純化することになりはしないだろうか」とし、次のような見解を展開されている。すなわち、氏はまず、マルクスとエンゲルスとの比較的早い時期の著作にしばしばみられる「市民社会」という概念は、「近代ブルジョア社会というせまい意味ではなくて、ほぼさまざまな段階の、下部構造の総体或は経済構成体、というほどの意味での使いかた」であることに注目すべきであるとされる。

「先ず中世においては、国家と市民社会は未分離であり、市民社会の諸身分一般と政治的な諸身分は同一であり、市民生活の諸要素は国家生活の要素にまで高められており、人民の生活と国家的生活は同一である。これにたいして、近代においては国家と市民社会の分離が実現している。すなわち近代では、純粹な私的所有・身分から脱却した純然たる階級、全国的に組織されざるをえない支配階級、等に照応して、中世において国家と未分離であった市民社会が国家から分離し、一方では非政治的自然的利己的人間を成員とする近代市民社会と、他方ではそれとならんでいわばそのそと

に立つ政治的国家制度とが成立する。……だから絶対主義が、過渡期の国家であるといわれるゆえんは、このような国家と市民社会の関連の、中世的関係と近代的関係のあいだの過渡期ともいえるであろう。」

次に、商人、商業、商人資本などの概念についても、下山氏は、最近の経済史研究においては資本主義社会以前における商人資本が、単に前期的資本として一括され、歴史発展のそれぞれの段階における具体的内容と役割が解明されにくいというらみがあることは遺憾であるとされる。「当面問題を絶対主義形成期に限定して考えても、中世末の商人資本の具体的内容役割が、絶対主義の国家形態の具体的特徴（たとえば中央集権的国家機構等）と、内面的連関をもちうるような解明はなされていないように思う」。そして、強い限定づきではあるが中世末の商人資本を本来の意味の経済史に近い方法で取扱った場合が『ドイツ・イデオロギー』であるとし、そのなかでも特に、I・フオイエルバッハ、B・イデオロギーの現実的土台、「I」、交通と生産力、がそれであると指摘されている。ここでは、社会発展の最も基礎的契機としての「労働の分割」という概念がすえられ、労働の分割の一定の発展の段階としての生産と交易の分離、生産と交易の相互作用、諸都市間の結合、諸都市間の生産の分割、地方的分業状況の溶解、「市民階級」の成立、等の事態が、中世末期における商人資本の発展と表裏をなす問題として把握されている。

註(1) 大月版『マル・エン選集』第一三卷、四七六頁。

(2) 中木康夫著『フランス絶対王制の構造』一八一—一九頁。

(3) 中木氏同上書、一九—二〇頁。

(4) 下山三郎「絶対主義の理論的再検討——中木康夫『フランス絶対王制の構造』によせて——」(『土地制度史学』第二五号所収論文)。

(5) この点、中木氏自身が次のように述べられていることを指摘しておく。

いわゆる「均衡論」の擁護

「従来、農民層分解や地主制形成の契機を分析するばあい、固有の意味の農業⇨土地所有の側面に問題を限定して検討される傾向が一部にあった。しかし、農民層の分解が生産力発展の上に形成されるものであり、生産諸力の発展が何よりも社会的分業と商品経済の成長、とくに農業からの加工業の分離・専門化として進展していく以上、農民層の分解や、あるいは地主⇨小作関係の形成はそうした総合的な視角から追究されねばなるまい。」(五三頁)

## (二)

次に、中木氏の「均衡論」批判の第二点について考えてみよう。中木氏によれば、「均衡論」は封建的支配者層内部の単なる副次的対抗関係にすぎない旧貴族と特権商人⇨新地主との対抗を正面におしだし、基本的対抗関係である農民⇨直接生産者と旧い封建的支配者⇨領主・前期的商人層との対抗を見失っているといわれる。「たしかに、身分制君主制から絶対王制への過渡期において、権力集中をめざす王権がある程度この対立(経過的には均衡)を利用する関係が出てくるが、均衡論はこの副次的対抗にその根拠を求め、基本的対抗を見失ったのである。」<sup>1)</sup>そして、この基本的対抗とは、中木氏によれば、「農民的商品経済を展開しつつ『下から』ブルジョワ的両極分解を生成していく農民⇨直接生産者層と、旧い封建的⇨共同体再生産機構を基盤とする領主・前期的商人層との対抗」であり、この「下からの」ブルジョワ的發展を基盤とする領主支配機構の解体によって「封建的危機」が激化され、そうした前提の上に、右の副次的対抗が封建権力の統一運動と絡み合つて展開し、絶対王制の成立に帰結することになる。

中木氏のこの主張は、これを氏のいわゆる「基本的対抗関係」、具体的には主として農民暴動が絶対王制の成立に際して果す役割を重視すべきであるという意味に理解してよければ、その限りにおいては私もまた氏の意見に賛成である。

けれども、不幸にも氏の見解はそうではない。曰く、「西ヨーロッパにおいては、封建的再生産機構を掘り崩し、封建的貴族階級と根源的に対抗していく本来の（厳密な意味での）ブルジョワジー（マニユファクチャー経営者およびその利害に従属する近代的商人層）は、そうした農民的商品経済に足場をおく中小規模商品生産者層の両極分解の裡から成長する。このような本来のブルジョワジー（産業資本家・近代的商人層）は、絶対王制の成立ならびに展開期においては、封建地主階級と『均衡』に達するどころか、母胎たる農民Ⅱ小商品生産者層と絡み合いつつ成長を開始したばかりであり、それが本格的に展開していくのは絶対王制末期から市民革命期にかけてであった。以上の点で、階級均衡論はすでに決定的に破産していると言わねばならない。」

けれども、中木氏は、他の場所では、氏のいわゆる「農民的Ⅱ小ブルジョワ的商品経済」の、すでに一六世紀における展開を、数々の事例をあげて強調されている。これは、かつて高橋幸八郎教授の『近代社会成立史論』の力説したところでもあることは衆知のことだが、中木氏はおそらく、この点については高橋教授のこの見解をそのまま踏襲されているわけであろう。

「領主制を内側から掘り崩しつつ農民的商品経済がめざましく進展し、商品経済の法則が基軸産業部門を中心に規定的に作用しはじめる結果、そうした商品生産地帯では農民Ⅱ小商品生産者層の分解が開始される。すなわち農業経営では富農経営が分出し、農村工業部門では農民的小営業の波頭として初期マニユファクチャーの開花が看取されうる。例えば農業経営について見れば、ポワトウやバリ南部においては、役畜所有農民（独立自営農民上層）において富農経営が成立しており、彼らは耕作役畜や農具を自ら所有し、自己の保有地のほかにかなりの面積の小作地を賃借して、若干名の *laboureurs à bras*（腕の耕作農民）を雇備しつつ経営を拡大しており、ここに農民層のブルジョワ的両極分

解の萌芽形態を看取することができる。」<sup>3)</sup>

むろん中木氏は、これは氏の立場としては当然であるが、右に続く個所では、高橋教授の見解に反して、この期の発展の意義をきわめて低く評価する努力を行なっておられる。

「しかし、十六世紀における農民的商品経済の発展と、それを基盤とするブルジョワ的分解は、旧来の封建的Ⅱ共同体的再生産機構を決定的に解体させ、資本関係の全面的成立、をもたらすまでの展開規模をとりえないで、一定限界において阻止される。この時期における農民Ⅱ小商品生産者層の分解は、基底においてブルジョワ的諸関係の初期形態を不断に再生産しながらも、全面的な資本制的両極分解に結果することなく、上層部には新たな半封建的地主・前期的問屋商人を分出し、下層には広範な零細小作農・家内工業者を形成せしめつつ、共同体的諸関係の再編制と半封建的土地所有（および前期的前貸問屋制）を成立させることとなったのである。」

「こうした事情は、二つの意味を包含している。第一に、農民上層の寄生地主化は農業経営したいの上向的發展の側面においてでなく、商業もしくは商品生産・流通関係の側面を媒介にして急速かつ典型的に行なわれたということである。ポワトウについて史家 Raveau は、農業経営から遊離しつつ局地外商業・高利貸付に従事する農民上層（農村の商人）こそが在地地主の先頭に立ったことを指摘した。『十六世紀において農民を富ませたのは、固有の農業よりも、むしろ穀物・木材・秣・家畜の取引や、さまざまな請負業であった』のである。したがって農民Ⅱ小商品生産者層の地主的『分化』（Ⅱ上昇・転化）の追究は、狭義の農業Ⅱ土地所有の側面においてのみでなく、この段階における農民的商品経済の總体的な構造と関連させて行なわれねばならない。第二には、右と関連するが、農民保有地集積による地主的土地所有は、農民層の階層分化自体のうちに発芽・形成される（十五・六世紀以降の、農民相互間の保有地売買

の奔放な展開を見よ」とはいえ、しかしその後、とくに十六世紀以降における地主制の本格的展開期において、そうした地主的土地所有形成の主流をなしていったのは、むしろ、遠隔地商業を展開している特権諸都市の前期的商人層（上昇・転化型商人を含む）であったのであり、絶対王制成立後（十七世紀）においては、この傾向はいっそう明白となる<sup>14</sup>」。

一六世紀における資本主義的發展をかつて高橋教授がなされたように華やかな姿において理解すべきではないとみる点では、理由は別だが、私も中木氏と同意見である。なぜなら、初期マニユファクチャーが果して氏のいわれるように「農民的小營業の波頭」であったかどうかに関してさえ私は大きな疑問をもっているし、ポワトウの富農経営については、最近におけるメルルのラヴォー批判<sup>5</sup>に導かれて、私は中木氏以上に強い疑問を高橋説に対して抱いているからである。

けれども私は、逆に中木氏のように、ともかくも發展しつつあったブルジョワ的發展の芽を簡単に無視しざることにもまた、反対である。中木氏は、右に続けて十六世紀の農民を、(1)豪農層、(2)中規模独立自営農民層、(3)下層農民に区分し、(1)(2)についてはそのブルジョワ的性格を否定し、(3)についてのみ小ブルジョワ的性格を認めるといふ、奇妙な論理を展開されているからである。

私は思うのだが、(1)の豪農の場合はむしろとして、(2)の中規模独立自営農民層の場合にも、その發展が「農業経営じたいの上向的發展の側面においてではなく、商業もしくは商品生産・流通関係の側面」において行なわれ、したがって地主化への道をたどるのは、中木氏自身が認められているように、「この段階における農民層内部の労働生産諸力の發展度が、（まだ）旧来の共同体機構の全面的解体と内部市場の急速かつ一義的な深化・拡大をもたらしうるほどの規模

および方向をもっていない<sup>(6)</sup>がためであって、彼らにもともとブルジョワ的性格がないためではない。そうでなければ、中木氏が後で強調される一八世紀におけるブルジョワ的發展、そのブルジョワ的發展自体が生じうる根拠が認められないことになるであろう。これに反して豪農はもとより中規模独立自営農民層までがそのようにひとしく寄生地主化される結果として、ここに「半封建的土地所有制」が確立されることになり、この苛酷な制度の下に以後一切のブルジョワ的分解が圧殺されるというのが高橋教授や中木氏の論理である。たとえば次の叙述をみよ。

「以上のようにして、農民保有地集積の上に築かれる半封建的地主制は、農民上層の上昇・転化を起点にしながら都市商人層の全面的参加によって本格的となり、十六世紀以降フランス各地にめざましく展開していくこととなった。ところでこの『地主制』は、没落する貧農層を小作農として把握し、その余剰労働を直接に小作料として、取収するところの地主Ⅱ小作關係を基軸としている。小作形態は周知のように、北部最先進地帯では定額(定量)小作、その他の大部分の地域では折半小作が支配的であり、小作料水準は、ときに全生産物の二分の一に達するほど、かなり高率であった。とくに生産物折半小作はフランスにおける地主制下の典型的な小作形態であり、旧来の領土地代、教会十分一税を含めて小作農の余剰労働を圧倒的に吸収しつつ農民層の兩極分解に阻止的に作用し、彼らを隷農的狀態に固縛する役割を果たしたのである。」

高橋幸八郎教授の『近代社会成立史論』にいたっては、こうした見解がさらに一段と強い色調で描きだされる。同書は、前にみた一六世紀ポワトゥの借地農業者に「本来の農業資本家としての展望」という過度に花やかな期待をさせよせた後を、次のように続けている。

「然し乍ら、この農民層の發展は十六世紀で停滞した、というよりもむしろ迅速に消滅した。十七世紀に入ると経営

資本としての《cheptel》を単独で提供する métayer はも早や見出されない、一方的に全部提供する場合は常に地主側からであった。かくて、この農民層は自由な自己発展を遂げる以前に『その土地所有者が家畜及び種子の提供を余儀なくされる』ようなあのアンシャン・レジームの哀れな métayer の方に崩れて行く。それはいうまでもなく、既に十六世紀の後半からその基動につくかの生産物地代への反転の社会的律動が、かかる農民層の自主的成長を圧倒し、その自由な自己展開を強力的に阻止しつつ——イギリス・ヨーマンの場合と対照的に——近代的発展への培養基を未成熟のうち<sup>8</sup>に圧潰し去ったからである。」

以上にみるように、中木氏の表現によれば「農民層の両極分解に阻止的に作用し、彼らを隷農的狀態に固縛する役割」をもち、高橋教授の表現によれば「近代的発展への培養基を未成熟のうちに圧潰し去った」のが、両氏の理解される当時のフランスの「寄生地主制」であった。このような「半封建的土地所有制」の下においては、われわれは、たとえ一八世になっても、「ブルジョワ的發展」を期待することは無理であろう。にも拘わらず、市民革命が生じるためには「ブルジョワ」の成長がなければならぬと確信される中木氏にとって、少くとも一八世紀については「ブルジョワ的發展」を認めておかねばならない。この難問をいかに解決するか。中木氏はそれを、次のように処理されているが、読者はそれを納得するであろうか。

「以上のような半封建的土地所有制の確立過程にともなうて、農民層のブルジョワ的分解が停滞的狀態におしとどめられていったことはいうまでもない。……しかし、そうした『下から』のブルジョワ的發展が、およそ萌芽形成の余地もないまでに圧潰されてしまったということはできない。農民層の内部経済における生産諸力は、停滞的であれ不斷に成長するからである。そしてまた事実、最近の Venard, Merle, Goubert らの研究は、たしかに、半封建的土地所有

制下の一定程度の『富農経営』の存在を指摘している。<sup>9)</sup>

言葉というものは調法なものである。「しかし」という唯一言を挿むことによつて、それまでの論理からはどうしても導きだせない新しい論理への乗り換えが手品のように行なわれている。けれども、読者はそれでは納得しない。それはあくまでも言葉の上の魔術でしかないからである。この「しかし」という言葉が真にその所を得るためには、そうした新しい展開を可能にするものがそれまでの論理の中に含まれていなければならないのであるが、両氏の文章の中にそれを認めることができるとは私には思えない。

註(1) 中木氏、前出書、二三頁。

(2) 中木氏、前出書、二二頁。

(3) 中木氏、前出書、四七頁。

(4) 中木氏、前出書、五一―五二頁。

(5) Louis Merle, *La métairie et l'évolution agraire de la Gâtine poitevine*, 1958.

(6) 中木氏、前出書、五〇頁。

(7) 中木氏、前出書、五二頁。

(8) 高橋幸八郎『近代社会成立史論』一三六頁。

(9) 中木氏、前出書、一三四頁。

### (三)

けれども、一八世紀における資本賃労働関係発展の問題は、大革命との関連においては重要だが、もともと「均衡論」それ自体を否認される中木氏にとっては、事柄が絶対王制に関する限りにおいては、どうでもよいことである。

う。そこで、この問題の追究はこの程度に止めて、氏の絶対王制論そのもの、とりわけ、氏のいわゆる「絶対王制を主体的に築き上げていく」「都市商人層（前期的商人層）および商人出身の新地主・新貴族層」の問題をとりあげていくことにしよう。

まず絶対王制の規定であるが、中木氏によれば、「絶対王制は、封建的土地所有の最終かつ最高の段階としての半封建的土地所有を固有の物質的基礎とするところの、最終かつ最高の段階における封建国家である。」したがって、右にいわゆる「半封建的土地所有」の理解如何が中木氏の絶対王制論の核心をなすことは何人の目にも明らかであろう。そして、この「半封建的土地所有」に関する中木氏の理解は次の如くである。

「古典型絶対王制の物質的基礎をなす封建的土地所有制は、その前段階たる身分制君主制期の領主的土地所有（地代荘園もしくは純粹荘園）とはっきり區別して『半封建的土地所有制』（論者によっては『寄生地主制』もしくは『地主制』）として把握されるべきものである。……すなわちこの『半封建的土地所有制』は、封建的土地所有制の最終かつ最高の段階として把握されるべきものである。旧領主制と區別される半封建的土地所有制の特質はさしあたりつぎの点に求められねばなるまい。

(1)それは、旧領主制の解体と、一定程度の農民的商品經濟（小ブルジョワ的經濟）および資本關係の萌芽的な形成を前提とし、かつそれを許容しうる（ただし促進ではない）封建的な土地制度であること。旧来の領主制は、農民的商品經濟とその裡から抬頭するブルジョワ的發展によって掘り崩され、解体したのであるが（『領主財産の危機』）、それはまさに逆に、新たな半封建的土地所有制は、そうした農民的商品經濟の初期的展開の上にこれを包括して成立し、それに適合的な支配形態をとるのである。

(2) 身分的君主制期の旧領主制下に展開してきたところの、封建的領有<sub>1</sub> 公權力(經濟外強制の体系)と土地所有との分離が完成し(その物質的表現——地代と租税の對極的分裂)、個々の土地所有者は旧領主<sub>1</sub> 貴族であるとを問わず、もはや土地高權<sub>1</sub> 公的支配權をもつ『領主』としてではなく、單なる地代取得者<sub>1</sub> 私的地主としての實質的性格をおびるにいたっていること。……個別地主が地代實現のために日常的に行使する、補充的な經濟外強制は、もはや公的な權力という形態ではなく、農民に対する金融的<sub>1</sub> 高利貸的な支配および共同地(山林)支配を媒介とする農村共同体把握という形態に転化している。

(3) さらに、きわめて重要であるが、旧来の領主制と決定的にことなつて半封建的土地所有制は、土地売買の自由<sub>1</sub> 土地商品化体制の前提の上に立つ封建的土地所有であること。後述するようにこの土地制度のもとでは旧領主も、土地の売買<sub>1</sub> 商品化を通じて土地集積あるいは土地喪失を行なわざるをえない。ただし、土地商品化、あるいは土地売買の自由をもって、直ちに土地所有が近代化したことを意味しないことは、商品流通一般をもって資本主義と等置しえないことと同様であり、問題は土地所有がよつて立つ生産力<sub>1</sub> 生産關係の歴史的 성격にあることはいうまでもない。

(4) 古典絶對王制における半封建的土地所有制は、右の前提に立つて変容をとげた再編『領主制』<sub>1</sub> 領主・世襲保有關係と固有のいみでの寄生地主制<sub>1</sub> 地主・小作關係との抱合・相互規定の上に築き上げられている。<sup>1)</sup>

さて、「半封建的土地所有」に関する右のような規定を前にして、このように長い説明にも拘らず、われわれは問題の核心を誤りなくつかむことができるであろうか。否である。なぜなら、問題の核心は「半」という文字の理解にある筈であるが、中木氏の場合、「半封建的土地所有」は実は「半」ぬきの「封建的土地所有」でしかないからである。考へてもみよ。「もはや土地高權<sub>1</sub> 公的支配權をもつ『領主』としてではなく、單なる地代取得者<sub>1</sub> 私的地主としての実

質的性格をおびるにいたっている」ものが、果して封建的な存在であるだろうか。すでに「土地売買の自由」土地商品化体制」が前提になっていることの意義を、「商品流通一般をもって資本主義と等置しえないことと同様であり」と軽々しく片付けることができるであろうか。確かに、土地売買の自由をもって直ちに資本主義と等置することはできないであろうが、封建制社会が土地所有の上に築きあげられていることを思えば、この基底としての土地所有の上に加わった近代化要因である土地商品化のもつ積極的意義は大きい筈である。このように、氏のいわゆる「領主的土地所有」と対比すれば明らかに近代的と認められるはずの諸性格、われわれの理解としてはそれゆえにこそ「半」という形容詞を冠せられている筈の諸性格は、不可解にも、中木氏にとっては結局は何の意味ももたない。われわれは、「半」とは二つの異なった性格のものが共に含まれているが故に「半」だと思ふのだが、中木氏の「半」理解は、たとえば次の文章に明らかであろう。

『「例外国家論」の系譜をひく第二の傾向は、絶対王制を半封建的・半資本主義的国家と規定することであって、この傾向が均衡論の主流をなしている。しかし、根源的に相互排除の関係において対抗し合う生産様式の上にそれぞれ基盤をおき、根源的に敵対している両階級の対抗関係を機械的に反映して、同一の国家権力の本質（分割しえない質の問題であって量の問題ではない）が二分されているなどということはありえない。半封建的・半資本主義的権力（『社会構成体』）が存在しえないのは、『半ブルジョワ的・半社会主義的』権力（『社会構成体』）が存在しえないのと同様である。たしかに絶対王制は、解体しつつある封建的土地所有と、生長しつつある資本主義（産業資本）との二種の生産様式の対抗の上に立っているが、しかし支配する権力の本質（社会構成の質）は分割されることなく純粹に封建的である。』

中木氏のいわれる通り、確かに絶対王制は依然として封建国家である。しかし、繰り返して言うが、それは氏のいわれるように「純粹に封建的である」わけではない。氏によって批判の対象とされた論者たちが絶対王制を「半封建的・半資本主義的国家」と規定する場合も、その意味するところは同じである。たとえば、氏が批判のヤリ玉にあげられている上山春平氏にしても、「末期封建国家は封建地主とブルジョアジーとの均衡の上に……立つ」と絶対王制が「末期封建国家」であることを明白にされている。事柄は「半封建的土地所有」の場合にも全く同じである。依然として封建的土地所有ではあるにしても、「一定程度の農民的商品経済（小ブルジョワ的経済）および資本関係の萌芽的な形成を前提とし、かつそれを許容しうる」土地所有であればこそ、われわれはそれを「半」封建的土地所有というのである。そして中木氏は、右の「かつそれを許容しうる」という言葉に○をつけ、（ただし促進ではない）と強調されているが、「形成を前提とし、かつそれを許容しうる」制度が、氏のいわゆる「寄生地主」層の意図の如何をとわず、客観的にはそれを「促進」することにもなるのである。そうでなければ、前にみたように、氏のいわゆる「半封建的土地所有制」のもとにどうして一七世紀末以後の「ブルジョワ的発展」がありうるか。

なお、念のため書き添えておくが、「アンリ四世政權＝ブルボン王朝成立の画期的意義」を論じた個所での中木氏は、土地商品化の「体制的推進」をその重要な項目としてあげられている。すなわち、若干の後進的諸地方においては一六世紀後半においてもなお農民の保有地売却に領主の許可を必要としていたが、「しかし十六世紀末（アンリ四世下）において、王權——高等法院の法体系にバック・アップされつつ、こうした要件は全面的に削除され、農民が領主の許可なしに自由にその土地を売買しうる体制が確立した。……さらに十七世紀三十年代のうちに、土地売買形式は高等法院の裁定命令によってまったく簡略化されてしまい、土地売買はいっそう促進されることになった。」

商品経済は、ただ単に「許容」されただけでなく、明らかに「推進」され「促進」されたのである。

なお、中木氏はここで「例外国家論」なるものを自分勝手に作りあげ、それらの国家における「本質」を問題にされているが、エンゲルス自身は「例外の形態ではあるが」と「形態」を問題にしているにすぎないことに注意を払うべきである。この意味で、その論文「西ヨーロッパにおける絶対主義の問題、——その発生の時期と条件」にみられるエス・デ・スカスキンの見解が参考にならう。すなわちスカスキンは、彼もまた「封建的・絶対主義的王政をふくむあらゆる封建国家の基礎は、封建領主階級の独裁である」ことを明確に認めた上で、しかし絶対王制の問題点はそうした国家本質論一般にあるのではなく、「他の領域に、すなわち、その階級的内容の点ではまったくおなじ種々様々な国家形態の交代の問題によこたわっている」とする。問題は構成体の具体的発展にかかわるのであり、それはエンゲルスの「均衡論」によってのみ明らかにすることができる。「絶対王政の問題点は、強制装置としての、そして、ただ統治することだけに従事し、統治のためには、強制して他人の意志を暴力に服従させる特殊な装置——監獄、特殊な人間部隊、軍隊、その他——を必要とするところの特殊な人間集団としての国家が、その機能の点でもっと大きな独自性をうるの、どのような時期においてであり、封建的構成体発展のどのような歴史的條件のもとにおいてであるかという問題に帰着する。」<sup>(4)</sup>（傍点引用者）

註(1) 中木氏、前出書、二五—二六頁。

(2) 中木氏、前出書、三〇頁。

(3) 中木氏、前出書、一一四頁。

(4) 山岡・福富共訳『資本主義への移行論争』所収、二〇八頁。

いわゆる「均衡論」の擁護

(四)

中木氏の絶対王制論の内包する次の問題点は、絶対主義権力の、氏のいわゆる「相対的独自性」の問題である。

「絶対主義的国家機構」官僚的統治機構それじたいは支配階級（地主・特権商人階級）に直接所屬しないで国王にのみ直屬しており、またそれ故に支配階級上層部に対しても強固な非依存性、相対的独自性をもっている。いうまでもなくこの国家機構は、封建地主・特権商人層のもっとも基本的・一般的な利害（したがって封建的諸利害）を擁護するために構築されているが、にもかかわらずその強度の非依存性、相対的独自性を無視することはできない。<sup>1)</sup>

この「相対的独自性」の説明は「均衡論」に立つ場合には容易であるが、それを斥けられる中木氏は、いかにしてそれを行なわれるか。

(イ)「一般に『相対的独自性』の問題は、均衡論の立場から、對抗する両階級の均衡状態を利用して絶対王制が封建貴族、ブルジョワジーの双方に対してもつ独自性と解されるか、あるいは国家権力が支配階級に対してもつある程度の相対的独自性、官僚（執行機構）が議会（立法機関）に対してもつ相対的独自性（官僚主義）、あるいは政治の経済に対する相対的独自性一般として把握されているのが普通であった。しかし絶対主義権力の相対的独自性（権力の絶対的性質の象徴）を、このような国家権力一般、あるいは官僚的統治機構一般のもつ相対的独自性に解消することはできないし、均衡論の把握のような独自性に理解することはできない。まず第一に、封建国家としての古典型絶対王制の権力は、對抗階級である新興ブルジョワジーおよび農民・手工業者に対しては絶対的独自性をもっていることを指摘しておかなければならない。そして絶対主義権力の相対的独自性とは、一般国家とことなつて支配階級に直接かつ総体的に属さ

ないで、絶対君主Ⅱ国王にのみ直屬するところの國家機構（Ⅱ官僚的統治機構）が、まさにそのために支配階級上層部に対してさえもつ強度の非依存性（Ⅱ相對的独自性）のことである。<sup>2)</sup>

(四)「つぎに相對的独自性の問題に關連して絶対王制の『超階級的の見』の問題が提起されるが、これはいわゆる『社會的基礎』の問題に關連している。『均衡』論者の典型的な論理は、絶対王制の物質的（したがって階級的）基礎と社會的基礎との分離に反對し、この兩者を同一のものとしている。……しかし『均衡論』そのものの破綻についてはすでにふれたとおりである。いったい、絶対君主ないし皇帝による高度の政治權力独占としての絶対王制やボナパルティズムは、まず、第一に、そうした權力の絶対性（支配階級上層部に対しても強度の非依存性Ⅱ相對的独自性をもつ）を成立させかつ維持していくためには、ある程度『國民的』支持を必要とし、そのために、本来對抗階級であるところの農民・手工業者大衆の相当部分を社會的基礎として藩屏化ないし中立化させなければならない。そしてそこに權力の『超階級的』外見が獲得される。事實、絶対王制の成立期に、王權が分權的な個別領主權を打倒し權力集中を進めていく過程において、農民・手工業者層の旧領主權力からの解放を推進し、そのかぎり『進歩性』をもちつつ農民・手工業者大衆の支持を獲得していく關係がひろく看取されるのである。<sup>3)</sup>」

私に、中木氏が「均衡」論者の典型的な論理は「絶対王制の物質的（したがって階級的）基礎と社會的基礎との分離に反對し、この兩者を同一のものとしている」といわれるのは、全く氏の独断であると思う。逆に、「均衡論」を排斥して絶対王制を「主体的に築く」階層の役割を強調される氏の論理こそが、社會的基礎の設定に矛盾していると考えられる。けれども、それは兎も角として、右の(イ)、(四)二つの引用文を読んで、読者は相對的独自性の根柢を理解できるだろうか。少なくとも(イ)にはその説明はない。そこにはただ相對的独自性という言葉の説明があるだけである。ただ、(四)の

ほうには、「そうした権力の絶対性……を成立させかつ維持していくために……農民・手工業者大衆の相当部分を社会的基礎として藩屏化」するという説明がある。しかし、この(口)の説明は、「そのかぎり『進歩性』を」もつことを認めているという意味で、氏の基本的な主張に反して、絶対王制のもつ近代的性格を認める結果になっているのは皮肉である。

事実、イギリス絶対王制の歴史を学ぶとき、われわれはそこに、エンクロージュアに反対して農民の保護につとめる絶対王制の姿をみるであろう。エリザベス一世治下には小規模なものを除くと農民一揆はほとんど起こっていないときえいわれる。いや、フランスについても、われわれは中木氏によって次の事実を学ぶことができる。すなわち、「アンリ四世は、王国統一過程において、農民の反領主運動と提携して領主的支配機構の解体を促進していったが、王国統一後も、九三―九五の農民一揆の要求にそってタイユ軽減を行ない、さらに農民保護政策——領主による共同地収奪の制限、農具・耕畜の差押禁止など——を行なった。このかぎりにおいて、絶対王制の成立過程は、旧領主勢力の解体過程であることに照応して、農民にとっては部分的『解放』の様相を呈し、また国家統一を完成することによって『国民的』性格をおびる。この点で絶対王制のもつ『進歩的』側面を全く否定しすることはできない。」

註(1) 中木氏、前出書、三七頁。

(2) 中木氏、前出書、三三頁。

(3) 中木氏、前出書、三四頁。

(4) 中木氏、前出書、一一五頁。

(五)

以下、再びフランス絶対王制に戻って、中木氏の叙述の展開自体の中に、果して氏の理論とその具体的な成立過程とが一致しているかどうかを検討することにしよう。その際、検討の重点が氏のいわれる「基本的な対抗関係」、すなわち、新興の半封建的土地所有者階級を含めた封建的支配階級と、下からのブルジョワ的分解を萌芽的に形成しつつある農民・手工業者との対抗、におかれねばならないことはいうまでもない。なぜなら、封建的支配階級内部、第三身分内部における副次的な諸対立はきわめて複雑で、ブルボン絶対王制成立の集中的政治過程をなす宗教戦争は、そうした複雑な対抗関係を反映しそれに規定されるが、「その基底には——従来きわめて無視されてきたところであるが——農民戦争の要素がはらまれていた」、とみるのが氏の基本的な見解であるからである。

しかし、前にみたエス・デ・スカスキンは、この点でも中木氏と異なる見解を述べている。「マルクス・レーニン主義の創始者たちは、絶対主義出現の条件についてのべるにあたって、『近代的なブルジョア階級』の存在をこのようなものとして強調し、しかもこのばあい、封建社会の敵対者的階級、すなわち、農民については一言ものべていない。これはなぜであろうか？それは、きわめて根拠のある理由にもとづいている。絶対主義の問題は、その完全なかたちにおける国家の問題ではない。これは、強制装置としての、また、階級的強制の機能を直接遂行する人びとの総体としての国家が、二、三の例外的なばあいに両方の階級にたいして（このばあいでは、貴族層とブルジョア階級とにたいして）一定の独自性を一時的にうるのは、なぜであるかという問題にたいする回答であるにすぎない。しかし、どの国家も一定の階級の機関であるから、したがって、ここで問題になっているのは、政治的上部構造の、そして自分の階

級にたいする一定の独自性であり、そのばあい国家は、いうまでもなく、被搾取階級を抑圧し抑えつけるためのこの階級の機関であることをやめない。封建社会において貴族層の均衡物として役割をはたしうる階級は、その発展のはじめの段階においてさえ『争う』(マルクス)ことができるほど十分に経済的に強力なブルジョア階級であり、相争う當事者のなかの一方が、まだ他方を圧倒するにはいたっていないということは、まったくあきらかである。<sup>1)</sup>

さて、われわれはまず、「総じて宗教戦争期の農民反乱は、反王権の側面よりも反領主の側面がつよいこと<sup>2)</sup>」を中木氏に学ぶ。たとえば、一五六五年以降北部ノルマンディ、ペルシュからメーヌにかけて「ゴージェ反乱」が展開し、さらに聖バルテルミー以後、ブルゴーニュ、オーヴェルニュ、ドーフィネ、リムーザンを中心に数州連合の広汎な農民一揆が展開する。そして、こうした農民一揆は、初めのうちこそ南部ではユグノー派、北部ではリーグ派の下級騎士に指導されてその政治的野心に動かされていたが、やがて、領主層全般への攻撃に転化し、初期には彼らの指導者であった下級騎士層それ自体をも攻撃の対象とするようになり、専ら地代闘争を展開するようになる。

さらに、一五八九—九八年の時期になると、宗教戦争の様相は、王国統一をめぐる三つのコースの対決、すなわちマイエヌ派Ⅱ大貴族連合政権のコースと、アンリ四世派Ⅱ特権商人・上層新地主基礎のコース、それに都市リーグ派のコースの対決となり、やがて前二者のコースの対決とかわり、一五九三—九九年の農民蜂起を基盤にして、結局はアンリ四世派、すなわちポリティック派とユグノー派との連合のコースの勝利となって終る。農民蜂起は、「マイエヌ派Ⅱリーグ派旧領主層への総攻撃を行なうとともにアンリ四世支持を正面から打ち出すことによって、アンリ四世の優位を決定つけた<sup>3)</sup>」。「まさしく、この九三—九五五年の農民蜂起を基盤にしてこそ、名門貴族Ⅱ旧大領主連合政権へのマイエヌ派のコースは、決定的に特権商人・上層新地主支柱のアンリ四世のコースに屈服され、一五九八年の『ナント勅令』

を契機としてのブルボン絶対王制の成立過程が完成したのである。」

そして、この期の農民蜂起を基盤にして絶対王制の成立過程が完成するという意味は、中木氏によれば、一方ではそれがリーグ反対・アンリ四世支持を打ち出すことによって絶対王制成立の社会的基礎となったからであり、他方では、そのより一層の発展がやがては封建支配そのものの基底をゆるがす危険をはらみ、その結果、支配階級内部の副次的対抗が急速に妥協解消せしめられることになったからである。「まことに史家ポワソンが指摘しているように、当時の領主層——農民の総攻撃を受けたリーグ派旧貴族層だけでなく、ユグノー派の中小貴族層も——農民蜂起がたんに地租の軽減やリーグ派領主の追放を要求するだけでなく、やがては一切の租税・教会十分一税・封建地代一般からも自らを解放し、フランスの封建的支配体制そのものをも倒すにいたることを恐れ、まさにその恐怖によって王国統一を急がなければならなかったのである。全国的農民戦争への発展をはらんだ封建制の政治的危機を前提としてこそ、アンリ四世派ポリティック派主導のもとに絶対王制の成立がいちじるしく促進されたといえるであろう。」

かくしてアンリ四世の政権は、中木氏によれば、「広範な農民・手工業者層を社会的基礎とし、特権商人・高等法院官僚上層新地主層を直接の階級的「財政的支柱」とする政権であり、「その直接の階級的支柱たる上層新地主・特権商人層の利害に立って、半封建的土地所有とギルドの問屋制支配体系」を全面的に擁護する政権ということになる。

中木氏自身の叙述にそってフランス絶対王制の成立過程をたどるとき、われわれはほぼ以上のように要約することができると思うが、さて、この要約をかえりみて、われわれは果して、氏のいわれるように「均衡論」が破綻していると考えることができるだろうか。そこにはまさしく、リーグ派旧貴族とそれに対立するブルジョワジーがあり、その対立の上にアンリ四世政権の樹立がある。中木氏自身も、「こうした、土地問題をめぐる旧領主階級と新地主階級との激烈

な対抗こそが封建的支配階級内部の基本的な対立として、宗教戦争の諸局面をつらぬいて展開するのである」と、この新旧両階級の対立こそが絶対王制の成立に導くことを認めておられる。なるほど中木氏は、この際もなお、その成立を決定的にする要因として封建支配そのものの基底をゆるがす危険をはらんできた農民蜂起の役割を重要されるが、農民蜂起の役割をこのような側面においてのみ理解するとすれば、「社会的基礎」としての農民は一体どのように理解したらよいか。氏のいわゆる九三—九五段階の農民蜂起が、「たんに地租の軽減やリーグ派領主の追放を要求するだけでなく、やがては一切の租税・教会十分一税・封建地代一般からも自らを解放し、フランスの封建的支配体制そのものを倒すにいたる」おそれをいだかせる性格をおびてきたことは理解できるが、「その恐怖によって王国統一を急がねばならなかった」とまでは理解できない。長期におよぶ戦乱の最大の被害者である農民が、窮乏の極、「一切の租税：」の解放を叫ぶにいたるとしても、彼らの最も切実な願いはまず戦乱の終結であり治安の回復であることは容易に想像がつくからである。だからこそ彼らはアンリ四世支持を積極的にうち出したのである。われわれも、「全国的農民戦争への発展をはらんだ封建制の政治的危機」が「支配階級内部の副次的対抗を急速に妥協解消せしめる契機となった」ことを全面的に否定しはしないが、その意義を過度に評価することは厳に慎しむべきであろう。

前にみたスカスキンも、ベ・エフ・ポルシネフの著書『フロンド以前のフランスにおける人民運動』に拠って、一七世紀のフランスにおける人民蜂起——主として農民蜂起——の主要原因は絶対主義政府の租税による抑圧の強化であるとし、次のように述べている。「このようにして絶対主義は、階級闘争の激化に対する回答なのではなく、逆に、蜂起自体が、納税住民に対する絶対主義の圧迫によってひきおこされたのである。」

- (2) 中木氏、前出書、九八頁。
- (3) 中木氏、前出書、一〇三頁。
- (4) 中木氏、前出書、一〇三頁。
- (5) 中木氏、前出書、一一一頁。
- (6) 中木氏、前出書、八一頁。
- (7) 山岡・福富共訳書、二二一頁。

(六)

すでにこれまでの検討で明らかのように、中木氏の絶対王制観は、都市商人層（前期的商人層）および商人出身の新地主・新貴族層が、全国的農民戦争への発展をはらんだ封建制の危機を前にして主体的に築きあげる政治体制、というにある。また、右の新地主・新貴族層を形成する主流が「遠隔地商業を展開している特権諸都市の前期的商人層」であったことも明白である。以下われわれは、中木氏のこうした絶対王制観を、絶対王制を財政的に支えており、したがってまたその物質的基礎を最も明白に表現していると思われる租税体系の視角から、検討してみることしよう。

衆知のように、フランス絶対王制下の租税体系は、タイユを中心とする直接税と消費税（塩税、ブドウ酒その他への商品税）を中心とする間接税とに分れていた。そしてこの租税体系の下に早くからかつ明白に看取される傾向として、「農業」土地所有の面での租税収取よりも、商品生産・流通の側面において直接生産者から租税を収取していこうとする傾向」があったことをわれわれは中木氏と共に知っている。すなわち、直接税と間接税の比率はヴァロウ朝下の一五七七年には三対一と圧倒的に前者に重かったのに、アンリ四世期には十六対十一と後者がふえ、直接税は絶対額におい

てすら減少する。ついでリシュリュー期には直接・間接両税ともに著しい増加がみられるが、たとえば一六四〇年をとれば、農民の負担に占める両者の比率は四対三以上になり、間接税はすでに租税体系の中心になりつつある。さらにコルベール時代ともなると、間接税は六〇年最初に直接税を完全に追いついてしまひ、他方でタイユはリシュリュー期に比較して絶対額でも減少している。やがて一六八〇年には、間接税は直接税の二倍にさえもなる。そしてこのことは、確かに中木氏のいわれるように「生産諸力の発展が、農民的商品経済の発展、したがって農業からの加工業の分離として不断に進行していくことを基盤にして、国家による直接生産者層の余剰労働収取の場が、固有の農業Ⅱ土地所有の場から商品生産・流通諸関係の場に重点を移していく」ことを意味しているものと判断される。そこで中木氏は、右のような租税構成の変化を根拠にして結論される。「絶対王制成立期においては、農業Ⅱ土地所有の面での直接生産者収取、したがって半封建的土地所有こそが圧倒的に重要であり、最大の半封建的土地所有者層たるパルルマンテールが支配階級の上層部を圧倒的に構成していた。しかるに、生産諸力の発展と農民的商品経済——とくに農村工業——の不断の成長は、その側面での生産者支配をますます不可欠ならしめ、ギルド的問屋制支配体系による直接生産者の余剰労働収取関係が相対的な重要性（比重）を不断に増加していくとともに、その側面での商業的富を急速に成長せしめる。こうして、遠隔地商業機構を掌握する新興の特権商人層が、農業Ⅱ土地所有面に全面的な足場をおく半封建的土地所有者層よりも急速に上昇しつつ巨富を構成していく過程が展開しはじめる（とくにリシュリュー期以降）。まさにこうした変化が、コルベール期にいたって、初期絶対王制期における最上層グループたる高等法院官僚Ⅱ巨大地主層を第二級の地位に押し下げることになるのであり、フロンドの乱はそうした転換の画期となるであろう」と。

念のため書き添えておくと、中木氏の場合、氏のいわゆる「半封建的土地所有者層」、すなわちパルルマンテール自

身が、もともと「遠隔地商業を展開している特権諸都市の前期的商人層」であった。しかしこの層は、やがて売官制と世襲制の確立によって自己の特権的地位を独占・カスト化し、あわせて王権に対する相対的な独自性を作りあげる。そこで、任命制による新たな直轄行政機構の創出をはかろうとする王権と、カストから締めだされた新興の特権商人層とが、すでに高等法院官僚化してしまつた既存の大商人層と衝突する事件、これがフロンドの乱である、というのが中木氏の見解である。すなわち曰く、「特定新地主グループ独占の初期絶対王制の官僚システム（＝高等法院中核）から、新興特権商人勢力を背景とする、知事制中核の集中的新官僚システム（これがそれが典型的な絶対主義的統治機構）への編成替えの過程」の画期をなすもの、それがフロンドの乱であると。

ところで、右のような中木氏の説明を聞いて、われわれは次のような疑問を感じないであろうか。すなわち、絶対王制は均衡論のとくような均衡の上ではなく、商人出身の新地主層によって主体的に築かれるというのが中木氏の見解であつた筈であるが、もしもそうだとすれば、ここに述べられているような事態、すなわち「主体的に」築きあげた側の新地主層とその新地主層によって「主体的に」築きあげられた側の王権とがこのように対立するという事態が発生しうるであろうか、というのが第一の疑問である。次に第二の疑問。新地主層は、なるほどもともとは商人出身であつたとしても、この対立の時点においてはすでに、「商業活動を二、三代にわたつて継続する家系はなく、商業において蓄積された『資本』は急速かつ全面的に土地所有と官職保有に投下され」、すでに明らかに地主に転化しており、中木氏の好んで用いられる表現を借りるとすでに商人ではなくて「純粹に」貴族であるわけだから、この対立は、依然として均衡論の正当さを立証することにはならないか、という疑問である。なぜなら、土地所有に基礎をおく古い勢力である貴族と商業に基礎をおく新しい勢力である市民との対立、その均衡の上に成立するのが絶対王制であるとみるのが本来

の「均衡論」である、と解するのがわれわれの理解であるからである。この意味で、「旧貴族のフロンド」と「高等法院のフロンド」をきわめて厳密に区別される中木氏よりもむしろ、フロンドを「王権に対する貴族の最後の試み」として理解し、両者のあまりに窮屈な区別にこだわらないフランス史学の伝統的立場に私は組する。

中木氏は、高等法院官僚は商人出身の巨大地主層として旧貴族に旧領主層とは対抗関係にあったのだから、「こうした差別を無視して単純な『貴族反動』に解消することはもはや許されない」といわれるが、新地主層は当時はずでに商人ではなくて貴族化しており、旧貴族もまた当時はずでにもはや古い時代のままの存在ではなかった筈である。両者の間にお若干の性格の差が認められるとしても、そこには大きく新しい時代の貴族としての共通の性格が認められる筈である。いわゆる「大塚史学」に属する人々の通弊として、それぞれの社会階層の性格をいつまでもその階層を構成する人々の「出身」や「系譜」によって判断し、時代や環境の変化によるその変化に目をふさいであくまで「純粹に」規定しようとする欠陥がみられるが、中木氏の場合はその代表的なものと考えることができよう。

中木氏は、一七世紀前半期における北部ノルマンディの事例として、農民の余剩労働の収取・配分比率が教会負担一、封建地代三、国王租税五であり、「国家取分の比重が圧倒的となり、それだけ農民層への重圧と、地主取分への喰いこみが明白となる」といわれるが、もしも絶対王制が新地主によって築かれた「純粹に封建的」存在であるとすれば、その絶対王制が自らの基礎である「地主取分」への喰いこみを行なうなどということが考えられるであろうか。中木氏はまた、リシュリューの重商主義政策を説明して、「それは保護貿易主義による輸出貿易体制の確立を目ざし、特権的貿易・問屋商人層の利害を何よりも擁護する政策体系であり、しかも地主取分にまで喰いこむ租税<sup>(4)</sup> 国家取分の大半をそのための対外進出費に投ずることによって、ますます半封建的土地所有者層を相対的に犠牲にする」といわれる

が、もしもそうであるとすれば、絶対王制の性格もまた、氏のようにそれを「純粹に封建的」であるとみる見解に反して、多分に反封建的でもあることになるであろう。この期の絶対王制が、問屋商人層の利益において地主層を犠牲にし、また新地主の拠点である高等法院の犠牲において集中的官僚体制を推進し、そのゆえにこそフロンドの乱をひきおこしたことは中木氏の述べられる通りであろうが、それだけにわれわれは、絶対王制の性格を「純粹に封建的」であるとは見做しえないのである。最後に、フロンドの乱の前提条件として中木氏の総括される文章を次に掲げておく。この文章を虚心に読むとき、読者はそこに何を読みとるであろうか。

「以上のように、『重商主義』をめぐるリシュリューと高等法院の対立は、知事制（新官僚体系）をめぐる対立と内面的にふかく絡み合いつつ展開されるのであって、一六二九年頃からリシュリューが高等法院抑圧に大きく転換していったのは、そうした事情にもとづいている。……こうしてリシュリュー下に圧迫されていく高等法院は、いまや『不満派』の地位に転化しはじめ、リシュリュー後期に展開した巨大な農民・手工業者反乱の過程においても、これに中立もしくは支持的な態度をはっきり打ち出すにいたった。さらに残存する旧貴族層もまた、高等法院および民衆反乱との連繫を企図しつつ分権的運動を展開していく。こうして一方では、王権ならびに重商主義推進の基盤としてこれに結合しつつある新興の特権商人層と、他方では、これに対する高等法院官僚ら官職保有者Ⅱ新地主層、旧貴族層および民衆との対抗関係が描き出される。ここにすでに『フロンド』の前提条件が形成されつつあったのである。」

さらにもう一つ。

「こうして『フロンドの乱』は、全機構的に把握するならば、経済的には、封建的余剰生産物（封建地代範疇）の收取関係における、土地所有に対する商人資本の優位確立の画期をなし、階級的には高等法院官僚Ⅱ巨大新地主層から巨

大特権商人層・金融貴族層への絶対王制の直接的階級的支柱の転化の画期をなし、政策的には重商主義確立の転換期をなし、そして政治的には、高等法院を基軸とする売官制にもとづく旧官僚機構から、枢密院―知事制を中核とする任命基軸の集中的新官僚機構（フランス絶対王制の特徴をなす強力な中央集権機構）への転化の画期をなしたといふことができる。<sup>6)</sup>」

註(1) 中木氏、前出書、五二頁。

(2) 中木氏、前出書、一五九頁。

(3) 中木氏、前出書、一七四頁。

(4) 中木氏、前出書、一六〇頁。

(5) 中木氏、前出書、二〇二頁。

(6) 中木氏、前出書、二六三頁。

(七)

最後に、前節で述べたことと関連して、中木氏の「純粹」好みの事例を一つだけあげておく。一七世紀中葉以来の新興商人層の典型として氏が例示されているモレット家の場合である。中木氏によると、モレット家は「新しい型の貿易商」として代々「土地所有への軽べつ」において一貫し、一七世紀末においてもなお「土地所有なき巨商」としての姿を保っていた。これは、「上層官僚化（巨大地主化）のコースに早急に埋没・定着しきることなしに、あるいは、土地所有にその財産構成の主體的基盤をおくことなしに、流通過程において動産的富を精力的に集積」という、この期を特徴づける新興商人層の一般的傾向を最も典型的に示す事例である、と中木氏はいわれる。そして中木氏は、右のモ

レット家の場合、グーベールの掲げる同家の財産目録によると、土地所有・家屋所有は僅かに七%にすぎないと強調されている。

しかし、われわれは、同家の財産目録には、右の土地所有七%という項目のほかに、財産総額一七四・五八八フランの中の四六・七五〇フラン(全体の約二八%)を占める「債権としてのラント」なる項目があることに気付く。これは果して土地所有に無縁の項目であるだろうか。なぜなら、「債権としてのラント」(*rentes constituées*)〔設定定期金契約〕とは、土地所有権の譲渡を伴わず、したがって、理論的には「債務者の特定の土地の上に設定された物権ではな<sup>い</sup>」いが、もともとそれは、土地利用関係として発生するものだからである。

また、絶対王制の「純粹に封建的」な性格はしばしば氏の強調される場所であったが、氏のいわゆる「絶頂期フランス絶対王制」としてのコルベールティズムに関する叙述を引用しておく。読者はそこに、むしろその近代性をこそ読みとるであろうから。

「しばしば史家によって、コルベールは工業育成に全力を傾注し、農業政策にはほとんど手をふれなかったとされているが、これは誤っている。コルベールは、重商主義的輸出貿易体制確立の基礎としての低穀価・低工資政策の推進上、農業生産の増大と穀物流通にきわめて深い関心をもっていた。事実コルベールは、各徴税地方区に派遣した知事に命じて、各地における穀物生産および流通の状況をたえず詳細に報告せしめており、そうした全面的調査の上に立って、特権諸都市に低価格の穀物を豊富に供給する体制を強力に築き上げていったのである。コルベールの低穀価政策は、つぎのようなシステムの構想の上に立つ。重商主義的対外競争のためには、輸出適格商品を、廉価かつ大量に生産・供給しなければならない。輸出適格商品(当時の基軸商品は毛織物)の大量生産・供給のためには、ギルド規制||経済外強制

を媒介として製品規格を全国的規模で統一し（農村・都市全般に）、問屋制支配体系を通じてそうした商品を全面的に吸収することが必要である。そしてその廉価な供給のためには、低穀価↓問屋制低工資システムによって生産費を最大限に切り下げることが不可欠であった。ここに農村⇨農業を犠牲とするダンピング型輸出貿易国家構築の方向が必然となるのである。」

すなわち、悪名高いコルベール体制も、それはむしろ「対外競争のために」必要になったわけであって、決してそれは当時のフランスの政治体制がきわめて封建的であったがゆえではない。原因と結果が逆である。後進国の近代化は封建制を利用しながら進められねばならないのであって、われわれは、そのゆえにより長く残存することになる封建的残滓に目を奪われて、全体的な近代化そのものを見失うことがあってはならない。この文章は、中木氏の基本的な見解に反して、われわれにそうした理解の仕方を教えている。

（註（1） 野田良之著『フランス法概論』（上巻、五二一—二頁）。